

# 日本大学校友会における個人情報の取扱いに関するガイドライン

令和3年7月9日制定

令和4年7月8日改正

日本大学校友会（以下「校友会」といいます）は、「個人情報の保護に関する法律」（以下「法律」といいます）その他関係法令に従い、「日本大学校友会個人情報取扱規程」（以下「規程」といいます）を制定し、校友会における個人情報の取扱いに関するガイドラインを定めることにより、個人情報の保護を図るとともに、校友会の円滑な管理運営を行うものとします。

## 1 法律その他関係法令及び規程等の遵守

校友会は、個人情報を適正に取り扱うために、法律その他関係法令等を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。また、規程等を別に定め、組織的に個人情報の保護に取り組みます。

## 2 責 務

校友会は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益及びプライバシーの侵害の防止について、必要な措置を講ずるよう努めます。

また、校友会の事務局員等は、適切に個人情報を取り扱うものとし、会務中のみならず会務終了後も、会務中に知り得た個人情報を漏らすことはいたしません。

## 3 個人情報の取得等

校友会は、校友会の会務を円滑に遂行するため、別紙1により利用目的をできる限り特定して、個人情報を公正かつ適正に取得し、特定した利用目的の達成に必要な範囲において、個人情報を利用します。

なお、法律で定められている場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに要配慮個人情報を取得しません。

## 4 個人データの第三者への提供及び共同利用

校友会は、法律で定められている場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません（委託先及び共同利用者を除きます）。本人の同意を得て、個人データを第三者に提供する際には、その記録を作成し、情報の異動履歴を明確にします。

また、校友会が、個人データを共同利用する場合には、利用目的の達成に必要な範囲において、別紙2で示した利用目的のために提供します。

## 5 安全管理

校友会は、別紙2の管理単位ごとに、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

また、校友会は、個人情報を取り扱う事務局員等に対し、個人情報の安全管理のために、必要かつ適切な監督を行います。

なお、校友会では、管理単位が取り扱う個人情報を別の管理単位でも利用することがあります。この場合、個人情報を利用しようとする管理単位が当該個人情報の提供を受けた時点で、安全管理

のために必要かつ適切な措置を講じます。

校友会の個人情報を共同利用する関係機関においても、校友会の管理単位に準ずるものとし、個人情報の提供を受けた時点で、当該関係機関において、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

#### 6 保有個人データの開示等

校友会は、保有個人データについて、開示、訂正、利用停止等を求める請求が本人からあった場合には、「7 苦情等の受付窓口」に定める苦情等の受付窓口において、法律に基づき適切に対応します。

#### 7 苦情等の受付窓口

校友会は、個人情報の取扱いに関する苦情及び相談の受付窓口を、個人情報を取り扱う管理単位ごとに設置します。受付窓口は、支部・部会一覧のとおりです。

#### 8 施行日

このガイドラインは、令和4年7月8日から施行します。